

鹿大の チカラ

KAGOSHIMA UNIVERSITY

法科大学院

中島 宏 准教授(41)

—制度導入はどの程度のインパクトなのか。
明治、大正、そして戦後と、
刑事訴訟法は時代に合わせて姿
を変えてきた。裁判員制度は後
々「平成刑事訴訟法」と言われ
るくらいの決定的な節目にな
る。

—各種世論調査では制度への
参加意識は高まっているとは
誰もやったことがないので、
「私に務まるだらうか」くらい
の感覚がむしる健全。そういう
不安に思っている人の意見こそ
が必要とされている。「自分こ
そ裁判員にふさわしい。死刑判
決も任せろ」と巻きいて裁判所
に来るほうが不自然だ。裁判は
被告人の人生を決めるもので、
意義は重い。「気軽に来て下さ
い」と裁判所が広報するのも間
違いた。

(上)

裁判員制度を語る

—そもそも裁判員制度の意
義をどう考えるのか。
日本の裁判はお奉行様の時代
から「えらい人」が担つてき
た。裁判官なら間違ひは犯さな
いという神話があった。そのた
め裁判への信用度も非常に高か
った。それでも「1人の優れた
人の判断よりも、複数の意見を
正しいことにしよう」とかじを
切つたのが裁判員制度だ。

被害者参加 共存に工夫を



「裁判員制度は決定的な節目になる」と語る中島准教授=鹿児島大

—意識が高まらない理由の一つは、厳格な守秘義務規定がある。裁判員の経験は社会で共に、感想も言えないでは問題がない。だが裁判員の顔も出せない。だが裁判員制度と被害者の権利が制度によって尊重された。だが悪く言ってしまえば、被害者のガス抜き制度とも言える。

—裁判員制度と被害者参加制度が組み合わさることによる影響をどう見るか。
そもそも裁判員制度は被害者参加制度を想定していないかった。事実認定と量刑が分断されない裁判員裁判では、裁判員が被害者の言葉をそのまま「事実」だと受け止めることで冤罪が生まれる可能性もある。また、裁判員が感情的になり、量刑が重くなることも考えられる。法廷での被害者の言葉が量刑に反映されても問題がある。裁判員が感情的になり、逆に量刑に影響がなければ被害者は無力感に襲われる。

一方で、被害者が参加することで証拠収集能力で組織的な検察に劣る被告人の権利は侵害されないのか。両制度が共存するには工夫が必要。今後どう機能するのかを監視する必要がある。